

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



iGAAP in Focus  
サステナビリティ報告  
カリフォルニア州の気候法

目次

概要

範囲

要求事項

効力発生日

モニタリングとコンプライアンス

その他のリソース

詳細情報

このiGAAP in Focusは、カリフォルニア州上院法案SB-253—企業気候データ説明責任法およびSB-261—温室効果ガス：気候関連財務リスク、およびカリフォルニア州下院法案AB-1305—自主的炭素市場開示が2023年10月7日に署名されて成立したことを概説しています。

このiGAAP in FocusはAB-1305を反映するように更新されました。AB-1305は2024年1月1日に発効します。

- カリフォルニア州のGavin Newsom知事は、カリフォルニア州で特定の事業活動を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、温室効果ガス (GHG) 排出量、気候関連財務リスク、自主的なカーボン・オフセット (VCOs)、および特定の気候関連排出に関する情報を提供することを義務付ける2つの州上院法案と1つの州下院法案に署名しました。
- 米国以外を親会社とするグループへの特別な例外はないため、カリフォルニア州で一定の事業活動を行う米国の拠点とする子会社を有する外国企業も、要求事項の範囲に含まれます。
- 2つの州上院法案SB-253—企業気候データ説明責任法およびSB-261—温室効果ガス：気候関連財務リスクは、米国における温室効果ガス (GHG) 排出量と気候リスクの企業報告を義務付ける、業界にとらわれない米国初の規制を定めています。
  - SB-253は、スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出量を毎年定量的に開示することを、そのスコープ内の企業に要求しています。
  - SB-261は、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) によって確立されたフレームワークおよび開示ガイダンスを適用して、企業に対し、気候関連財務リスクおよびそのリスクを低減し、適応させるために取られた措置に関する2年ごとの定性的報告書を作成し、ウェブサイト上で公開することを要求しています。
  - 国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が発行するIFRSサステナビリティ開示基準は、他のTCFDの後継または同等の報告基準とともに、SB-261に基づく報告のフレームワークとしても許容されています。
  - 最初の隔年報告書は、2026年1月1日までに提出する必要があります。その後の要求事項については効力発生日が変更されます。
- 州下院法案AB-1305—自主的炭素市場開示は企業による気候関連排出権の「グリーンウォッシング」をすることを目的としており、カリフォルニア州内でのVCOs<sup>1</sup>の売り出または販売をする米国および国際企業、およびカリフォルニア州で事業を行い、気候関連排出<sup>2</sup>を検討する企業(VCOsを購入または使用するかどうかにかかわらず) に対する要求事項を定めています。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

www.iasplus.com  
www.deloitte.com

- 州下院法案では、VCOを「温室効果ガス排出オフセット」、「自発的排出量削減」、「小売オフセット」、または同様の用語で、当該製品が大気中に存在する温室効果ガスの量の削減を表している、またはそれに対応していることを意味するもの、またはそうでなければ排出されたであろう温室効果ガスの大気中への排出を防止するものであると主張する、州内で販売または売り出される製品」と定義しています。
- 法案は、これらを「正味ゼロエミッションの達成に関する主張、企業、関連企業または製品が「カーボンニュートラル」であるとの主張、または企業、関連企業または製品が気候に正味の二酸化炭素または温室効果ガスを追加していない、または二酸化炭素または温室効果ガスの排出量を大幅に削減していることを意味するその他の主張」と説明しています。

## 概要

2023年10月7日、カリフォルニア州知事Gavin Newsomは、カリフォルニア州で特定の事業活動を行う特定の米国の公開会社および非公開会社に対し、GHG排出量、気候関連財務リスク、VCOsおよび特定の気候関連排出に関する情報開示を一括して義務付ける2つの州上院法案と1つの州下院法案に署名しました。

2つの州上院法案SB-253企業気候データ説明責任法およびSB-261温室効果ガス:気候関連財務リスクは、米国におけるGHG排出量および気候リスクの企業報告を義務付ける、米国初の業界横断の規制を制定します。

この法案は、米国を拠点とする公開会社および非公開会社<sup>3</sup>に適用され、年間総売上高に応じて異なります。

州下院法案AB-1305—自主的炭素市場開示は、企業による気候関連排出権の「グリーンウォッシング」をすることを目的としており、カリフォルニア州内でVCOsの売り出しまたは販売をする米国および国際企業、およびカリフォルニア州内で事業を行い、特定の気候関連排出を検討する企業(VCOsを購入または使用するかどうかにかかわらず)に対する要求事項を定めています。

## スコープ

SB-253およびSB-261は、カリフォルニア州で事業を行う米国に拠点を置く企業に適用されます。企業がこれらの法案の適用範囲内にあるかどうかは、企業が公開会社または非公開会社であるかどうかにかかわらず、企業の年間総売上高に依拠します。したがって、非公開会社が収益基準(以下にて概説)を満たし、カリフォルニア州で事業を行う場合は、カリフォルニア州の規則に基づいて開示を要求される可能性があります。

法案は書かれているように、「カリフォルニア州で事業を行う」が何を意味するのかを明確に定義していません。しかし、カリフォルニア州の税法上の「カリフォルニア州で事業を行う」という概念に基づく、同州で事業を行うための敷居はかなり低いのではないかとこの初期的な見立てがあります。

## 見解

米国以外の親会社を持つグループには特別な例外はないため、適用範囲要件を満たす米国に拠点を置く子会社を持つ外国企業は、法案を適用しなければなりません。

AB-1305では、以下の種類の企業(またはその組み合わせ)は特定の開示提供が要求されます。

- カリフォルニア州内でVCOsを売り出しまたは販売する企業
- VCOsを購入または使用し、気候関連排出を主張する、(1)カリフォルニア州で事業を行い、(2)カリフォルニア州内で販売されたVCOsを購入または使用する企業
- 気候関連排出を主張する、(1)カリフォルニア州で事業を行い、(2)カリフォルニア州内でそのような主張を行う企業

法案で使用されている用語の中には、「カリフォルニア州で事業を行う」、「州内で主張を行う」、「大幅な削減」、または「カリフォルニア州内でVCOsを売り出しまたは販売する」など、定義されていないものもあります。したがって、このような用語はカリフォルニア州政府によって広く解釈される可能性があります。さらに、インターネット上で気候関連排出を主張し(すなわち、同社のウェブサイト上で)、「カリフォルニア州で事業を行う」企業は、「州内で主張を行う」企業に該当する可能性があります。

AB-1305は公開会社と非公開会社の両方に適用され、SB-253およびSB-261とは異なり、その適用に関する売上高の閾値はありません。さらに、自主的なオフセットのみがその要求事項の対象となります。コンプライアンス関連のオフセット(例えば、キャップ・アンド・トレード・プログラム)は適用範囲から除外されます。

3 どちらの法案も米国を拠点とする企業に適用されるが、用語が若干異なります。SB-253は「報告企業(reporting entity)」を「この州の法律、合衆国の他の州の法律若しくはコロンビア特別区の法律または合衆国議会の法律に基づいて設立された組合、会社、有限責任会社その他の事業体。」と定義し、SB-261は同様に「対象企業(covered entity)」と定義します。ただし、保険業の会社を除きます。

以下の表は、3つの法案の要求事項および適用範囲をまとめたものです。

	SB-253 企業気候データ説明責任法	SB-261 温室効果ガス：気候関連財務リスク	AB-1305 自主的炭素市場開示
報告要求事項の概要	スコープ1、スコープ2、スコープ3のGHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候関連財務リスク</li> <li>企業がそのようなリスクを軽減し、適応させるために採用した措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量削減を含むVCOプロジェクト</li> <li>プロジェクトの種類を含む、VCOsを販売する事業者</li> <li>気候関連排出の主張の正確性がどのように決定されたか</li> </ul>
影響を受ける企業	米国を拠点とする公開企業および非公開企業で、年間総売上高が10億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う企業	米国を拠点とする公開企業および非公開企業（保険業界を除く）で、年間総売上高の合計が5億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う企業	<p>以下に該当する公開企業および非公開企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア州でVCOsの販売および売り出しを行う</li> <li>カリフォルニア州内で販売されるVCOsを購入または使用し、気候関連排出を主張し、カリフォルニア州で事業を行う、または</li> <li>カリフォルニア州で気候関連排出を主張し、カリフォルニア州で事業を行う</li> </ul>
コンプライアンスタイムラインおよび保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年以降 – 前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、限定的保証を受ける</li> <li>2027年以降 – スコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示してから180日以内に、前年度のスコープ3の排出量を開示する（スコープ3については保証不要）</li> <li>2030年以降 – 前年度のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示し、合理的保証を受ける。スコープ3排出量について限定的保証が必要になる可能性がある<sup>4</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2026年1月1日以前：気候リスク開示要求事項に基づく公開報告書の開示</li> <li>証明要件なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2024年1月1日から適用</li> <li>法案に明示的な証明要件はない</li> <li>VCOプロジェクトの属性、または企業の気候関連排出データまたは請求について、独立した第三者による検証があるかどうかについての開示が必要</li> </ul>
報告頻度	年に一度	2年に一度	少なくとも年に一度
報告場所	(規制当局が作成する) デジタルプラットフォーム上で公に開示する	企業のWebサイト	企業のWebサイト
活用される既存の基準およびフレームワーク	GHGプロトコル	気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) <sup>5</sup>	該当なし
違反に対する罰則	違反した場合、報告年度に50万ドル以下の罰金が科せられる	違反した場合、報告年度に5万ドル以下の罰金が科せられる	違反した場合、50万ドルを超えない範囲で、違反ごとに1日2,500ドルの罰金が科せられる

<sup>4</sup> 2030年以降、企業は、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示時期に「可能な限り近い」スコープ3のGHG排出量を開示する必要があるかもしれませんが。ただし、カリフォルニア州大気資源局は、スコープ3のGHG排出報告の現在の傾向に基づいて、2029年にこれを評価する予定です。スコープ3の保証要件は2027年までに決定されます。

<sup>5</sup> 企業は、「同等の報告要求事項」(例えば、ISSBが発行するIFRSサステナビリティ開示基準)に従って報告することもできます。

## 要求事項

### 定量的排出量開示 (SB-253)

SB-253では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が10億ドルを超える米国に拠点を置く企業(「報告企業」)は、GHGプロトコルによって提供されるガイダンスに沿って、年間GHG排出量を開示することが求められます。SB-253では、事業とそのバリューチェーンによって発生する3つのタイプの排出量の報告を以下のように規定しています。

- 「スコープ1排出量」とは、場所にかかわらず、報告企業が所有または直接管理する排出源に由来するすべての直接GHG排出量を指します。これには、燃料燃焼活動が含まれますが、これに限定されません。
- 「スコープ2排出量」とは、報告企業が購入または取得した消費電力、蒸気、暖房または冷房からの間接的なGHG排出量を指します。
- 「スコープ3排出量」とは、報告企業が所有または直接管理していない排出源からの、スコープ2排出量以外の間接的な上流および下流のGHG排出量を指します。これらには、購入した商品およびサービス、出張、従業員の通勤、販売された製品の加工および使用が含まれますが、これらに限定されません。スコープ3の排出量は、バリューチェーン内の企業からの一次排出量データを活用するか、業界平均や代替データなどの二次データを活用することによって計算することができます。

GHG排出量の報告は、独立した第三者保証の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量は、開示初年度の2026年からの限定的保証(2025年度の活動に基づく)および2030年からの合理的保証(2029年度の活動に基づく)の対象となります。スコープ3のGHG排出量開示は、報告企業のスコープ1およびスコープ2のGHG排出量開示の180日後までに、2027年から(2026年度の活動に基づく)要求されます。スコープ3のGHG排出量は、2030年から限定的保証の対象となる可能性があります。カリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2026年中にスコープ3情報の第三者保証の動向をレビューおよび評価し、2027年1月1日までにスコープ3 GHG排出量開示に関する保証要件を確立するかどうかを決定する必要があります。

CARBは、2026年<sup>6</sup>中の最初の年次報告期限を含め、2025年1月1日までに法案の要件を成文化するための規則を策定し、採択する職務を負っています。

### 定性的気候リスク開示 (SB-261)

SB-261では、カリフォルニア州で事業を行い、前年度の年間総売上高が5億ドルを超える米国に拠点を置く企業(「対象企業」)は、隔年の気候リスク報告書を発行し、企業のウェブサイトで公開することが義務付けられます。また、この報告書は親会社レベルで連結されることがあります。対象企業に該当する子会社は、親会社が連結報告書にその子会社を含めている場合には、別途報告書を提出する必要はありません。SB-261は、既に同様の気候リスク報告義務の対象となっている保険会社を除外しています<sup>7</sup>。

同法案は、気候関連財務リスクを「物理的および移行リスクに起因する、短期的・長期的な財務成果に悪影響を及ぼす重大なリスク。具体的には、企業運営、商品およびサービスの提供、サプライチェーン、従業員の健康および安全、資本および金融投資、機関投資、融資先および借入先の財務状態、株主価値、消費者需要、金融市場および経済の健全性などのリスクを含むが、これらに限定されない。」と定義しています。

また、対象企業は、特定された気候リスクを軽減し、適応させるために実施している措置を開示しなければなりません。この法案では、TCFDが公表した[気候関連財務情報開示タスクフォースの最終報告書](#)(2017年6月)のガイダンス、またはそれに代わるまたは同等の報告要求事項に従って、対象企業にリスク評価を組み立てることを求めています。国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が発行したIFRSサステナビリティ開示基準は同等の基準とみなされます。

## 見解

州上院法案はGHGプロトコルおよびTCFD提言を活用しているため、TCFD提言を組み込んで構築し、かつGHGプロトコルの適用を要求するIFRS S2号 気候関連開示とかなり整合しています。

これは、企業が異なる基準や規則の要求事項を満たすための開示を準備するために必要な労力を最小限に抑えるのに役立つはずで

6 CARBは現在、[2006年カリフォルニア地球温暖化対策法 \(AB-32\)](#)に基づき、発電機、産業施設、燃料供給業者、電力輸入業者などの主要排出源からのGHG排出量(例えば、スコープ1の定常燃焼およびプロセス排出)のカリフォルニア州の報告義務を監督しています。

7 2022年4月、全国保険委員会はTCFDと協力して、保険会社の気候関連リスクの報告に関する新しい基準を採択しました。

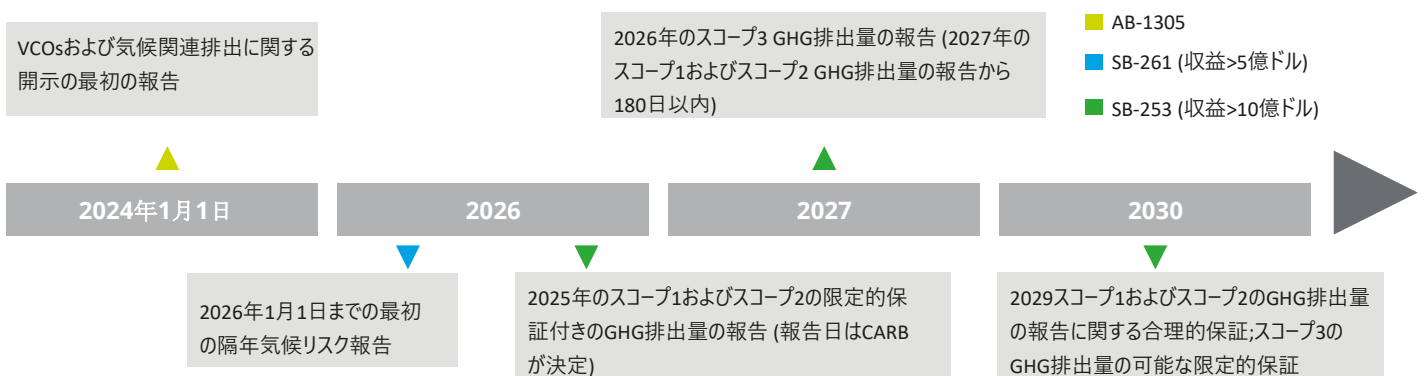
### 定性的自主的炭素市場開示 (AB-1305)

AB-1305では、企業は開示情報をウェブサイトに掲載し、少なくとも年に一度更新しなければなりません。以下において、企業が法案に基づいて提供する必要がある開示の一部 (すべてではありません) を要約しています。

- カリフォルニア州内でVCOsを売り出したりは販売する企業の場合、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
  - 以下を含む、該当するカーボンオフセットプロジェクトに関する詳細
    - » 排出量削減または除去効果を推定するために使用される特定のプロトコル
    - » オフセットプロジェクトサイトの場所
    - » プロジェクトのタイムライン
    - » プロジェクトが法律または非営利団体によって定められた基準を満たしているかどうか
    - » 耐久性を含むプロジェクトのタイプ
    - » 独立した専門家または第三者による検証または証明があるかどうか
    - » 年間排出量の削減または炭素除去
  - プロジェクトが完了しなかった場合、または予測される排出量削減または除去効果を満たさなかった場合の説明責任措置に関する詳細。これには、炭素貯蔵プロジェクトが撤回される場合、または将来の排出量削減が実現しない場合に企業がとるべき措置に関する詳細が含まれますがこれに限定されません。
  - プロトコルを使用して発行された排出量削減または除去クレジットの数を独立して再現し、検証するために必要な関連データおよび計算方法
- VCOsを購入または使用する企業、気候関連排出を主張する企業、およびカリフォルニア州で事業を行いつつカリフォルニア州内で販売されるVCOsを購入または使用する企業について、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
  - オフセットおよびオフセット・レジストリまたはプログラムを販売する企業の名称
  - 購入したオフセットが炭素除去、回避された排出量、またはその両方の組み合わせに由来するかどうか、およびサイト位置を含む、オフセットプロジェクトタイプ
  - 排出削減量を推定するために使用される具体的なプロトコル
  - 記載されている企業のデータおよび主張について、独立した第三者による証明が行われているかどうか
- 気候関連排出を主張し、カリフォルニア州で事業を行いつつカリフォルニア州で当該主張を行う場合、要求される開示には以下が含まれますが、これらに限定されません。
  - 「カーボンニュートラル」、「ネット・ゼロ・エミッション」、またはその他の同様の主張が正確または実際に達成されたと判断した方法、およびその目標に向けた中間的な進捗がどのように測定されているかを記録したすべての情報
  - 記載されている企業データおよび主張について、独立した第三者による証明が行われているかどうか

### 効力発生日

以下のタイムラインは、法案に基づく開示にかかる最初の要求事項の概要です。欧州連合 (EU) の企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) のような他の規則とは異なり、カリフォルニア州の規則は、企業規模に基づいた適用の段階的導入は規定されていません。



### 見解

Newsom知事は、SB-253およびSB-261に署名した際に、法案の実施スケジュール (「実現不可能である可能性が高い」と述べました) と企業への財政的影響に関する懸念を表明しました。知事政権は、2024年にカリフォルニア州議会と協力してこれらの問題に対処します。

## モニタリングおよびコンプライアンス

州上院法案はCARBに、上記で概説した開示を要求し、コンプライアンスをモニタリングし、実施するために必要な規制を策定し、採択するよう命じている。これらの法案の適用範囲内にある企業は、実施および管理の費用を賄うためにCARBに年会費を支払う必要があります。会費は、各法案によって設定される専用基金を通じて管理されます。

3つの法案すべてにおいて、モニタリングまたは執行は、以下のように外部機関または司法機関によって行われます。

<b>SB-253</b>	2027年7月1日以前に、CARBはカリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学、国立研究所、または他の同等の学術機関と契約し、報告企業が排出報告機関に行った公開情報に関する報告書を作成し、州のGHG排出削減および気候目標の文脈で報告企業からのGHG排出量を強調しています。
<b>SB-261</b>	CARBは、非営利の気候報告組織と協力して、(1)報告書が不適切または不十分であることを特定し、(2)産業別の気候関連財務リスクをレビューし、(3)カリフォルニアが直面している体系的およびセクター全体の気候関連財務リスクを分析する報告書を2年ごとに作成します。
<b>AB-1305</b>	違反に対する民事訴訟は、カリフォルニア州の司法長官または地方弁護士、国の弁護士、または市の弁護士によって起こされます。

各法案には、コンプライアンス違反または報告が不十分であることが判明した場合に企業を罰する仕組みが盛り込まれています。

- SB-253では、要件を満たさなかった場合、報告年度に最大50万ドルの罰金が課される可能性があります。2027年から2030年の間は、スコープ3のGHG排出量開示に関連する罰則は、提出しなかった場合にのみ課されます。
- SB-261では、報告書を公に利用可能にしなかった場合、または不適切または不十分な報告書を公表した場合、報告年度に最大5万ドルの罰金が課される可能性があります。
- AB-1305では、各違反は1日あたり2,500ドル以下の民事罰の対象となり、総額は50万ドルを超えません。

州上院法案については、CARBは罰則を決定する際に、過去および現在の規則の遵守状況、および企業が遵守するために誠実な措置をとったかどうかなど、すべての関連する状況を考慮します。

## その他のリソース

[iGAAP in Focus ISSBが最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表](#)

[iGAAP in Focus 企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)の最終条文の概要](#)

[iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告基準\(ESRS\)の最終化](#)

## 詳細情報

カリフォルニア州の気候変動法案についてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にお問い合わせください。

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申しこむには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

## 主要連絡先

### グローバルIFRSおよびコーポレート・レポーティング・リーダー

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRSセンター・オブ・エクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
Canada	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
Mexico	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a> <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
Asia - Pacific		
Australia	Shinya Iwasaki	<a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a>
China	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
Japan	Mateusz Lasik	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
Singapore	Kazuaki Furuuchi	<a href="mailto:ifrs@tohmatsumsu.co.jp">ifrs@tohmatsumsu.co.jp</a>
	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>
Europe - Africa		
Belgium	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
Denmark	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
France	Laurence Rivat	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
Germany	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
Italy	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
Luxembourg	Martin Flaunet	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
South Africa	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
Spain	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
Sweden	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
Switzerland	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited